

## 1 2 2. 意外と身近な下水処理場

調査役（建築）柴田 翼

居住地において下水道が整備されているか否か、それを端的に実感できる場所はトイレではないでしょうか。幼少の頃、「汲み取り式トイレ」を経験した私にとっては、特にそう思うところです。転居に伴い家のトイレが「汲み取り式」から「水洗式」に進化した衝撃は今でも記憶に残っています。「もう、夏場の日中でのトイレの利用の際、意を決して個室に入る必要性はなくなったのだ。」と。

そういう経験をしておきながら、今年の夏に当事業団に赴任するまでは、下水を処理する下水道施設が「どのようなもの」であり、「どこにあるのか」等、特段関心を持たないまま過ごしてきました。そこで、本メルマガを訪れた下水道に馴染みの薄い皆様が、少しでも下水道施設への関心が得られることを念頭に置きまして、下水処理場の概要等について紹介します。

地域により「浄化センター」または「水再生センター」とも呼称される下水処理場とは、「下水道管から運ばれた汚水を浄化して、最終的に河川や海等に放流する施設」であることから水際の沿岸部に所在しています。また、汚水に含まれる固形物や有機物等を段階的に除去する浄化方法から複数の水処理施設が必要であるため、その設置には一定規模の敷地が必要です。そのため人里離れた郊外に設置される事例が多いです。

一方で近隣に宅地が所在する都市部の下水処理場においては、その多くが周辺環境への配慮から水処理施設を覆う覆蓋が施されており、更に上部空間の有効活用として市民公園等の市民の憩いの場が整備されている事例も見受けられます。例えば、東京都の北多摩二号水再生センターには水処理施設の上部空間に野球場やテニスコートなどがある市の運動公園が整備され、大阪市の放出下水処理場には上部空間に「市民農園」や「遊歩道・芝生広場」などが整備されています。これらの上部空間の活用事例については自治体の下水道関係部局のHPに掲載されています。

当事業団に赴任するまでは、下水処理場とは人里離れた場所に所在する隔離された施設という印象を持っていたのですが、赴任後初めて市民利用施設を兼ね備えた下水処理場も存在することを知りました。特に、下水処理場の上部空間の公園等を日頃より利用されている皆様におかれましては、「下部に存在する水処理施設はどんなものがあるのだろうか？」をまず足がかりに、下水道施設全般に関心を持って頂ければと思います。